

令和2年2月3日

## 動物の適正な飼養管理方法等について

動物との共生を考える連絡会

動物の飼養管理基準作成の目的は「動物の福祉が守られること」であることから、当会では以前から数値設定のみならず、そこで飼養されている動物の状態についても具体的に併記されることが大切だと考えています。すなわち、定量的な数値規制と動物の状態に配慮する定性的規制の両方が揃ってこそ、人間の飼養下にあるすべての動物に等しく福祉がもたらされると考えます。

そのためには、動物福祉の原則である「5つの自由」及び各動物種の生理・生態・習性に即した基準が不可欠になるため、今回検討されている基準内容については、まず犬と猫の生態・習性等に詳しい専門家による意見をまとめることが先決であると考えます。

その次に、作成された基準に実用性をもたせるための検討を、各種専門家の間で議論していくことが自然かつスムーズな流れでしょう。

### <検討の流れ（案）>

- 1st ステップ：獣医師及び獣医学博士、動物学者等動物の専門家による適正飼養管理基準の設定
- 2nd ステップ：動物の専門家による適正飼養管理基準の実用性等を法律家、ペット業界関係者、動物愛護団体及び獣医師等により検討
- 3rd ステップ：2nd ステップでの検討で意見が分かれた場合、折り合い点について動物の専門家グループ等で再度検討。

等

当会の幹事団体の一つである日本動物福祉協会では、約2年前から学術ネットワークを設置し、そのメンバーである日本獣医生命科学大学助教の田中亜紀先生とアメリカ動物行動学専門医の入交眞巳先生を中心に基準作成をお願いしました。今回、検討会のヒアリングに参加させていただく機会をいただきましたので、作成された基準について両先生からご説明させていただきます。

# 犬の飼養管理基準（案）

## はじめに

本基準は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下動物愛護管理法）に従い、犬の生理・生態・習性を理解し、国際的な動物福祉の原則である「5つの自由」※に基づいた飼養管理を具体化し、所有者及び占有者が果たすべき飼養動物に対する義務と責任の実質的指針とする。

※「5つの自由」

1. 飢えと渇きからの自由
2. 不快からの自由
3. 痛み・負傷・病気からの自由
4. 恐怖や抑圧（不安）からの自由
5. 正常な行動を表現する自由

犬の生理・生態・習性を理解した上で、以下の犬のニーズを満すこと

## 1. 適切な食事・水

- 年齢や体調にあわせ、バランスの取れた食事を与える。
- ・ 食事及び水の容器は、飼養頭数分用意すること。
- ・ 糞尿の混入を防ぎ、汚染された場合はただちに交換すること。
- ・ フードの保管は、防虫・温湿度等に気を付け、消費期限内に消費すること。
- ・ 飲水量・食事量は毎日確認すること。
- ・ 飲水用器及び食器は、毎日洗浄し清潔に保つこと。
- ・ 食事及び水の容器はトイレから 50cm 以上離れた場所に設置すること。

### 1) 飲水

- ・ 常に清潔な器に新鮮で清潔な飲み水を与えること。
- ・ 新鮮な水は犬がいつでも飲める場所に置くこと。
- ・ 目に見えて汚れている（濁っている等）場合はすぐに取り換えること。（最低 1 日 1 回取り換える）

## 2) 食事

- ・ 個々の年齢、体調等にあったバランスのとれた食事を毎日必要な量を与えること。
- ・ 1日の食事回数は年齢や体調にあわせること。  
5か月齢まで：3～4回/日、5か月齢以上：2回/日
- ・ 体重（BCS2以下：削瘦・栄養失調）や過体重（BCS4以上：肥満）にならないよう適切な量を与えること。
- ・ 食事は24時間以上放置しないこと。ドライフードであっても1日1回は交換すること。
- ・ 食事を変更する場合は、体調を見ながら徐々に行なうこと。
- ・ 激しい運動の直前直後に給餌しない。
- ・ 犬にとって有害な食べ物を与えないこと。  
(チョコレート、ぶどう/レーズン、ネギ類、鶏の骨、魚の硬い骨、マカデミアナッツ、トウガラシ、胡椒、キシリトール、味・塩分の濃い食べ物など)

## 2. 適切な環境

### 1) 施設の構造

- ・ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、耐久性があり、不浸透性で掃除・消毒が容易であること。
- ・ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、消臭及び減臭しやすい素材とすること。
- ・ 床等が水洗いできる構造の場合は、排水装置を設置し、水はけをよくすること。
- ・ 床面は滑りにくく、肉球及び関節に負担のない構造とすること。
- ・ 換気は、室内全域にいきわたるように設備すること。
- ・ 温度管理ができる空調設備を設置すること。
- ・ 給湯設備を設けること。
- ・ 壁・窓・天井等は隙間がないこと。
- ・ 逸走・脱走を防ぐ構造であること。
- ・ 衛生動物及び害虫の侵入を防ぐこと。
- ・ 熱器具及びコンセント周辺からの出火を防ぐようにすること。
- ・ 炎天下、雨風を完全にしのげること。

### 2) 施設的环境

- ・ 快適な温湿管理  
推奨温度 15.5℃～26.6℃ 推奨湿度 30～70%

※犬種や年齢等によって異なる。

※短頭種は暑さに弱く熱中症に注意が必要。

※ダブルコートよりシングルコートは寒さに弱いため、冬場は 20℃～26.6℃とやや高めに設定すること。

- ・ 寒冷及び暑さから回避。
  - 寒すぎる時のサイン；小刻みに震えている、身体を丸めている、動こうとしない、飲水量低下 など
  - 暑すぎる時のサイン；冷たい場所に寝そべる、粗い呼吸、飲水量増加 など
- ・ 騒音はできる限り最小限にする。（犬の吠え声、掃除や食事の時など）
- ・ 十分な換気を行う。（1 時間 10-12 回以上）
- ・ 臭気を確認し、アンモニア臭が 3ppm 以下であること。
- ・ 自然採光できる場所におくこと、難しい場合は自然の昼夜の長さに合わせて照明を施すこと。
- ・ 照明は自然光に出来るだけ近づけること。
- ・ 照明は概日周期に従うこと。

### 3) 犬舎の構造

- ・ 壊れていない。
- ・ 脱走・逸走できない。
- ・ 床材はワイヤーを使用しない。  
（肉球・関節への負担防止・爪が引っかからないように）
- ・ ケージは積み重ねしない。
- ・ 災害時に壊れたり、崩れたりしないよう留意してあること。

### 4) 犬の保管場所の環境

- ・ 寝床と活動場所が分かれていること。
- ・ 寝床および休息場所は室内であること。
- ・ 周囲には危険物等がないこと。
- ・ ケージは決して積み上げないこと。

#### ① 単独飼育の場合

##### a) 寝床と活動場所が別にある場合

- ✓ 寝床に継続的に収容する時間は生活時間の 50%以下とすること。

- ✓ その他の時間帯は、自由に活動場所に出られるようにすること。
- ✓ 寝床は清潔で、柔らかい素材を使うこと。
- ✓ 寝床の大きさは四肢で立った時に頭が天井につかず、横になった時に足を延ばせて、方向転換ができること。
  - ☞ 体長の 1.5 倍以上の長さと同程度の幅が必要。
- ✓ 寝床は身を隠せる安心で安全な場所であること
- ✓ 活動場所は、安全で、逸走防止されており、1 方向 10 歩以上、歩けること、犬が自然な状態で座ったり、立ち上がったたり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりすることができ、振った尾や耳がケージ等の壁・天井に当たらない広さがあること。

b) 1 日の大半の時間を犬舎の中で過ごす場合

- ✓ 犬舎の中に寝床、排泄場所、食事（飲水）の場所が別々にあること。（2 区画収容）
- ✓ 寝床は清潔で、柔らかい素材を使うこと。
- ✓ 犬が自分の意思で自由に寝床や排泄場所を移動できること。
- ✓ 運動は犬種に応じて 1 日 2 回以上行うこと。
- ✓ 犬舎の大きさは、2 区画収容した際に排泄行動ができ、犬が自然な状態で座ったり、立ち上がったたり、伸びをしたり、歩いたり、寝返りがうて、食事、飲水が通常の姿勢でできる。高さは、犬が 2 本足で立ち上がっても頭がつかないこと。振った尾や耳が犬舎等の壁・天井に当たらない広さがあること。
- ✓ 排泄場所の面積は、犬がしゃがんだ姿勢のまま少し動くことができること、体長の 1.5 倍四方の大きさが望ましい。
- ✓ 活動場所の面積も犬の体長の 1.5 倍四方以上あることが望ましい。

② **グループ飼育の場合**

— グループ形成をする際に相性を見きわめ、不要な干渉を防止すること。

a) 寝床と活動場所が別にある場合

- ✓ すべての犬に対し寝床が存在すること。（寝床の数は 1 頭につき 1 つの寝床が望ましい）
- ✓ 寝床に継続的に収容する時間は生活時間の 50%以下とすること。
- ✓ その他の時間帯は、自由に活動場所に出られるようにすること。
- ✓ すべての犬の寝床の大きさは立った時に頭が天井につかず、足を延ばせて、方向転換ができること。

- 体長の 1.5 倍以上の長さで体高の 1.3 倍以上の幅が必要。
- 上記に加えて、他の個体に触れずに横たわることができる広さを確保すること。
- ✓ 寝床は清潔で、柔らかい素材を使うこと。
- ✓ 活動場所は、安全で、逸走防止されており、1 方向 10 歩以上、歩けること。
- ✓ 望んだ時に一頭になれる空間や場所を用意すること。

#### b) 1 日の大半の時間を犬舎の中で過ごす場合

- ✓ 犬舎の中に寝床、排泄場所、食事（飲水）の場所が別々にあること。（2 区画収容）
- ✓ 犬が自分の意思で自由に寝床や排泄場所に移動できること。
- ✓ 寝床は清潔で、柔らかい素材を使うこと。
- ✓ 運動は犬種に応じて 1 日 2 回以上行うこと。
- ✓ 犬舎の大きさは、2 区画収容した際に排泄行動ができ、犬が自然な状態で座ったり、立ち上がったたり、伸びをしたり、歩いたり、寝返りがうてて、食事、飲水が通常の姿勢でできる。高さは、犬が 2 本足で立ち上がっても頭、振った尾や耳が犬舎等の壁・天井に当たらない広さがあること。
- ✓ 排泄場所の面積は、一番大きな犬の体長の 1.5 倍以上四方以上あり、寝床場所は、横たわってもお互いの身体が触れない面積が必要。
- ✓ 望んだ時に一頭になれる空間や場所を用意すること

### ③ 係留する場合

- 3 時間以上、監視のない状態で係留しておかないこと
- ・ リードは固定せず、ガイドレールに取り付けて、自由に動けることが望ましい。
- ・ ストレスなく十分に自然な行動できる長さのリード（係留するためのひも）を使用すること。
- ・ リードが絡まったり、身体に負荷を与えることのない素材のものを選ぶこと。
- ・ 長時間の係留をさけること。
- ・ 隣接して犬を係留する場合は、不必要なストレス及び犬同士の干渉を防止すること。

## 5) 管理

### ① 清掃

- ✓ 排泄場所は常に清潔に保つこと（排泄物の除去は 1 日 2 回以上）
- ✓ 施設環境は 1 日 1 回清掃すること

- ✓ フードの保管場所は清潔に保つこと

## ②管理人数

- ✓ 各施設は物理的にも、予算的にも収容能力を超えてはならない。（収容能力＝施設のケージ数＋スタッフ数＋業務量＋獣医療＋α）
  - 一犬のグループ飼育の際、食事・掃除に必要な時間は1頭あたり15分であり、散歩等を加えると1頭あたり30分以上は必要である。
- ✓ スタッフ1名あたり犬15頭まで。
  - ※行政視察により、適切な世話ができていないと判断された場合は、スタッフ1名あたりの飼養頭数を減らすことができる。

## 3. 健康管理 — 日頃から犬の様子を観察し健康維持に努める。

各施設に必ず担当獣医師を指定し、その獣医師を健康管理責任者としておくこと。

※必要な獣医療を提供すること（1年に1回健康診断を受けさせること）

- ・ 病気や傷害の際は、直ちに獣医師を受診すること。
- ・ 繁殖をさせない場合は、去勢/不妊手術を行うこと。
- ・ 定期的にグルーミング及びブラッシングを行って被毛と皮膚の健康と清潔を保つこと。
- ・ ワクチン接種等により病気の予防に努めること。
- ・ ノミダニなどの外部寄生虫や内部寄生虫の駆除と定期的な予防をすること。
- ・ 食欲や飲水量、糞尿の状態をチェックし、異常が認められたら、獣医師に相談すること。
- ・ 首輪と鑑札を装着すること。
- ・ 定期的に爪切りを行うこと。
- ・ 美容目的での断尾・断耳・抜爪等は実施しないことが望ましいが、もし、実施する場合は、獣医師による十分な麻酔・疼痛管理下で適切に処置してもらうこと。

## 4. 犬の行動と社会性

- ・ 子犬の社会化期には、人や犬・猫等との良い関わりと無生物体への好奇心刺激を十分に経験させ、恐怖・不安を与えないようにすること。
- ・ 子犬が他の犬又人と交流する際は、感染症など健康上の問題に留意すること。必要に応じて、獣医師に相談すること。
- ・ 一貫性のない予測不可能な行動は、犬に混乱と苦痛を感じさせるため避けること。
- ・ 何もすることなく長時間放置しないこと。退屈感は、犬によっては短時間であっても苦痛を感じる場合もある。（独りに耐えられる時間の長さは、年齢、訓練、犬種、生活習慣等で異なる）

- ・ おもちゃ、寝床、餌入れや水入れ等、頭数分以上用意すること。
- ・ 犬に問題行動があった場合、獣医師など専門家に相談すること。
- ・ 犬に危害が及んだり、恐怖を与える可能性のある動物や人を避けること。
- ・ しつけは、怒鳴る、叩く（殴る）、チョークチェーン、ショックカラーを使うなどの体罰を用いないこと。αシンドローム、権勢症候群や体罰の必要な主従関係論は動物行動学では否定されている。

## 5. 犬の習性

- ・ 精神的・行動学的ニーズを満たすように十分な遊びを提供する。
- ・ 遊んだり噛んだりするのに安全で適切なおもちゃを与えること。
- ・ 1日1回以上の運動（散歩）をさせること。  
 ※成犬の運動（散歩）時間の目安  
 小型犬；約 30 分 中型犬；約 60 分 大型犬；約 80 分～120 分  
 ジャックラッセルテリア；約 180 分  
 ※犬種や年齢にあった運動（散歩）時間を与えること。
- ・ 犬の健康時の行動を理解し、行動の変化に気付いた場合、獣医師などの専門家に相談すること。
- ・ 犬に苦痛を与える又は怪我をさせるような乱暴な扱いをしないこと。

## 6. 繁殖に用いる場合

- 獣医師による診察を妊娠前後及び出産前後に必ず受けること。
- ・ 獣医師が作成した診察記録をつけること。
- ・ 診察記録は行政に提示を求められた場合、速やかに提出すること。
- ・ 獣医師により、繁殖に適さないと判断された場合は、生涯繁殖回数内であっても中止させること。
- ・ 1歳未満の個体には交配させないこと。
- ・ 最終出産日から次の出産まで最低 12 か月はあけること。
- ・ 生涯の出産は 6 回以内とすること。
- ・ 帝王切開の場合は、生涯 3～4 回以内とすること。
- ・ 遺伝性疾患や攻撃性・不安症のある個体は繁殖させないこと。
- ・ 近親交配をさせないこと。
- ・ 生後 8 週間は母子・兄弟と共に適切な環境下で飼養すること。
- ・ 繁殖をしない場合は、不妊化手術を実施すること。



## 7.輸送

- ・ 輸送はできるだけ短い時間と距離であること。
- ・ 生後 8-10 週齢は恐怖期に入り、小さな不安・恐怖も犬・猫の生涯に影響を与えるため注意を払うこと。
- ・ 個体に見合った車両で輸送すること。
  - 以下の項目に留意すること。
    - ◆ 温湿度・換気：動物種にあった快適な環境を整えること。
    - ◆ 食事：輸送が長くなる場合は、適時食事を提供すること。
    - ◆ 給水：必要に応じて給水できるようにすること。
    - ◆ 排便排尿：排便排尿の時間を設けること、車両内での排便等はすみやかに取り除くこと。
    - ◆ 時間：1 時間に 1 度の休憩を設け、動物の状態を確認すること。
    - ◆ ケージ・囲い・枠：動物の安全を確保すると同時に自然な行動が取れるようにすること。
      - ： 逸走・脱走を防止する構造とすること。
      - ： 輸送中にケージが動いたり、倒れたりしないこと。

## 8.災害対策

- ・ 平時より災害発生時の準備をし、安全場所の確保など対応を整えること。
- ・ フード・水・ペットシート等の備蓄すること。
- ・ 頭数分のキャリー・クレートを用意すること。
- ・ 一時預かり先を探しておくこと。
- ・ やむを得ず、犬をおいて避難する場合は、動物が中にいることを施設の外側に掲示すること。その際、動物種等の簡単な情報も記載すること。
- ・ 動物の個体識別をしておくこと。マイクロチップを挿入してある場合はデータベースに登録してあることを確認しておくこと。
- ・ 脱走・逃走しないようにすること

## 9. 終生飼養等にかかわる責任

- ・ 繁殖等からの引退及び販売に適さない個体については、所有者及び占有者の責任として適切に終生飼養する又は新しい飼い主を見つけること。
- ・ 引退等をした個体の飼養環境等についても、行政の視察を受けること。

## 10. 展示（ふれあい）・撮影・エンターテインメントに使用する場合

飼育管理法に関しては、上記 1 番から 10 番の要件を満たしたうえで、以下の点に留意する。

- ・ 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある展示をしないこと。
- ・ 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある形態、演技及び芸をさせないこと。
- ・ 生き餌や餌として、意識ある脊椎動物を使用しないこと。
- ・ 幼齢動物（8 か月齢以下）をふれあいに使用しないこと。
- ・ 動物を出演させる計画や台本は、事前にその動物種について十分な知識・経験のある第三者の専門家（獣医師等）の確認を受け指示を仰ぐこと
- ・ 撮影等で使われる動物の訓練は苦痛を与えない方法をもちいること
- ・ 動物が使われる撮影等は全て第三者の獣医師等の立会いを受けること
- ・ 展示・撮影目的で、鎮静剤・麻酔等を使用しないこと
- ・ いかなる動物も闘わせないこと

## 11. 登録要件

- ・ 第一種動物取扱業の登録時に指定獣医師の名前を記載すること。
- ・ 動物取扱責任者は、経験年数にかかわらず、一定時間の講義及び実習を受け、試験に受かること。

（講義・実習例：倫理学、動物種の生態・習性、動物福祉学、感染症・遺伝病・行動学、繁殖学、動物の扱い方、労働管理、関係法規（動愛法・労働基準法等）など

- ・
- ・

## 参考資料

ドイツ：ドイツ動物保護法

犬に関する政令

英国：英国動物福祉法（Animal welfare Act 2006）

1963 年動物収容施設法

（Animal Boarding Establishments Act 1963）

1951 年ペット動物法

（Pet Animals Act 1951）

1999 年犬の繁殖および販売（福祉）に関する法律

（Breeding and Sale of Dogs (Welfare) Act 1999）

犬の福祉に関する実施規則

（Code of Practice for the Welfare of Dogs）

花火と動物（fireworks and animals）

ペット販売ライセンスのモデル遵守事項 2013

（Model Conditions for Pet Vending Licensing 2013）

犬の繁殖施設に関するライセンスのモデル遵守事項及び指針

（CIEH Model Licence Conditions and Guidance for Dog Breeding Establishment）

欧州評議会（Council of Europe）

附属文書 A

実験その他科学的目的に使用される脊椎動物の保護のための欧州協定（ETS123）

動物の施設と飼育に関するガイドライン（協定第 5 条）

（APPENDIX A

OF THE EUROPEAN CONVENTION FOR THE PROTECTION OF VERTEBRATE ANIMALS

USED FOR EXPERIMENTAL AND OTHER SCIENTIFIC PURPOSES (ETS NO. 123)

GUIDELINES FOR ACCOMMODATION AND CARE OF ANIMALS (ARTICLE 5 OF THE CONVENTION)

アメリカ

Guidelines for Standards of Care in Animal Shelters, The Association of Shelter Veterinarians.2010

Sheltermedicine.com.,library,resource.Facility design and Animal Housing

### 作成・監修

公益社団法人日本動物福祉協会 学術ネットワーク

入交眞巳（米国獣医行動学専門医・学術博士）

田中亜紀（日本獣医生命科学大学助教・疫学博士）

# 猫の飼養管理基準（案）

## はじめに

本基準は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下動物愛護管理法）に従い、猫の生理・生態・習性を理解し、国際的な動物福祉の原則である「5つの自由」※に基づいた飼養管理を具体化し、所有者及び占有者が果たすべき飼養動物に対する義務と責任の実質的指針とする。

※「5つの自由」

1. 飢えと渇きからの自由
2. 不快からの自由
3. 痛み・負傷・病気からの自由
4. 恐怖や抑圧（不安）からの自由
5. 正常な行動を表現する自由

**猫の生理・生態・習性を理解した上で、以下の猫のニーズを満たすこと。**

## 1. 適切な給事・給水

- 年齢や体調にあわせたバランスのとれた良質な食事を与えること。
- ・ 食事及び水の容器は、飼養頭数分用意すること。
- ・ 糞尿の混入を防ぎ、汚染された場合はただちに交換すること。
- ・ フードの保管は、防虫・温湿度等に気を付け、消費期限内に消費すること。
- ・ 飲水量・食事量は毎日確認すること。
- ・ 毎日、飲水用器及び食器は洗浄し清潔に保つこと。
- ・ 食事・飲水場所はトイレと寝床から 50 c m 以上はなすこと。

### 1) 飲水

- ・ 常に清潔な器に新鮮で清潔な飲み水を与えること。
  - ・ 新鮮な水は猫がいつでも飲める場所に置くこと。
  - ・ 目に見えて汚れている（濁っている等）場合はすぐに取り換えること。
- （最低 1 日 1 回取り換える）

## 2) 食事

- ・ 個々の年齢、体調等にあったバランスのとれた食事を毎日必要な量を与えること。
- ・ 一日の食事回数は年齢や体調にあわせること。
- ・ 体重（BCS2以下：消瘦・栄養失調）や過体重（BCS4以上：肥満）にならないよう適切な量を与えること。
- ・ 食事は24時間以上放置しないこと。ドライフードの置き餌であっても1日1回は交換すること。
- ・ 食事を変更する場合は、体調や摂食状態を見ながら徐々に行なうこと。
- ・ 猫に有害な下記のような食べ物を与えないこと。  
（生魚や貝、イカ、タコ、ぶどう/レーズン、たまねぎ、チョコレート、にんにく、人が食べるような加工食品等）
- ・ 猫は食欲不振が長期継続すると、肝臓に病変を起こし、死亡することがある為、2-3日摂食が見られない場合はすぐに獣医師に相談すること。

## 2. 適切な環境

### 1) 施設の構造

- ・ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、耐久性があり、不浸透性で掃除・消毒が容易であること。
- ・ 壁・床・天井・仕切り・ドア等の内装は、消臭及び減臭しやすい素材とすること。
- ・ 床等が水洗いできる構造の場合は、排水装置を設置し、水はけをよくすること。
- ・ 床面は滑りにくく、肉球及び関節に負担のない構造とすること。
- ・ 換気は、室内全域にいきわたるように設備すること。
- ・ 温度管理ができる空調設備を設置すること。
- ・ 給湯設備を設置すること。
- ・ 壁・窓・天井等は隙間がないこと。
- ・ 逸走・脱走を防ぐ構造であること。
- ・ 衛生動物及び害虫の侵入を防ぐこと。
- ・ 熱器具及びコンセント周辺からの出火を防ぐようにすること。
- ・ 炎天下、雨風を完全にしのげること

### 2) 施設的环境

- ・ 快適な室温管理 - 必要に応じて寒冷及び暑さから回避できる場所を用意  
推奨温度 20～28℃ 推奨湿度 50～60%

- ・ 騒音はできる限り最小限にすること。（犬の吠え声や掃除等の騒音は猫にとってストレス）
- ・ 十分な換気を行うこと。（1 時間に 10－12 回）
- ・ 臭気を確認し、アンモニア臭が 3ppm 以下であること。
- ・ 自然採光できる場所におくこと、難しい場合は自然の昼夜の長さに合わせて照明を施すこと。
- ・ 照明は自然光に出来るだけ近づけること。
- ・ 照明は概日周期に従うこと。

### 3) 猫の保管場所の環境

- ・ 室内であること。
- ・ 寝床と活動場所が分かれていること。
- ・ 危険物のない整理整頓された安全におくこと。
- ・ ケージ等が壊れていないこと。
- ・ 脱走・逸走できないこと。
- ・ 床材はワイヤーを使用しないこと。  
（肉球・関節への負担防止・爪が引っかからないように）
- ・ ケージは積み重ねないこと。
- ・ 災害時に壊れたり、崩れたりしないよう留意してあること。
- ・ 運動したり登ったり遊んだりするための十分な空間を用意。縦の空間を活用する。

#### ① 一日の大半の時間をケージ内で飼育している場合

##### a) 単頭飼育の場合

- ・ 2 段以上のケージや 2 区画収容で飼養すること。
- ・ 立ち上がった際に天井に頭が接触しないこと。
- ・ 身体を伸ばしたり、横たえたり、展開しても体が四方の壁に接触しない十分なスペースがあること。
- ・ トイレ、休息場所、食事場所等は、50 c m以上はなすこと。
- ・ 1 日 1 回以上はケージから出し、十分な運動及び気分転換をさせること。
- ・ 寝床材は、清潔でやわらかな素材とすること。
- ・ トイレは使用しやすい安全な構造のものを設置すること。
- ・ 排泄物等はできるだけすみやかに取り除くこと。
- ・ トイレは常に清潔で、猫が使用しやすいものを設置すること。

- ・ 身を隠せる安全で安心な場所を設けること（隠れ場所）。すなわち誰からも邪魔をされずに安心して休息できる場所、恐怖を感じた時、逃げられ身を隠せる場所を用意。
- ・ 猫が自然な状態で座ったり、立ち上がったたり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりすることができ、振った尾や耳がケージ等の壁・天井に当たらない広さがあること。
  - 面積：90cm×90cm の空間＋隠れ場所＋トイレ

#### b) グループ飼育の場合

上記項目に加えて以下の点を取り入れる。

- ・ グループ形成をする際に相性を見きわめ、不要な猫同士の干渉を防止する。必要に応じてグループの再編成を行ったり、攻撃的な個体を隔離すること。
- ・ 他の個体に触れずに横たわることができる広さを確保すること。
- ・ 2頭以上の猫を飼養している場合は、それぞれが望んだ時に距離を十分保てるような空間を与えること。
  - 猫のパーソナルスペース(縦 90 c m×横 90cm×高さ 90cm)を確保すること。
- ・ トイレは飼養頭数分設置すること。

#### ② 大半の時間を室内の大きなスペースで飼育している場合

- ・ グループサイズは最大で 10－12 頭までが望ましい
- ・ 2頭以上の猫を飼養している場合は、それぞれが望んだ時に距離を十分保てるような空間を与えること。
  - 猫のパーソナルスペース(縦 90cm×横 90cm×高さ 90cm)を確保すること
- ・ トイレは飼養頭数分設置すること。
- ・ 食事場所は数か所設置すること。
- ・ 頭数分の寝床を設置すること。
- ・ 寝床材は、清潔でやわらかな素材とすること。
- ・ 身を隠せる安全で安心な場所を設けること（隠れ場所）すなわち誰からも邪魔をされずに、安心して休息できる場所、恐怖を感じた時、逃げられ身を隠せる場所を用意すること。
- ・ 猫が自然な状態で座ったり、立ち上がったたり、伸びをしたり、歩いたり、寝転んだりすることができ、振った尾や耳が壁・天井に当たらない広さがあること。

## 5) 管理

### ①清掃

- ・ 排泄場所は常に清潔に保つこと（排泄物の除去は1日2回以上）
- ・ 施設環境は1日1回清掃すること。
- ・ フードの保管場所は清潔に保つこと。

### ②管理人数

- ・ 各施設は物理的にも、予算的にも収容能力を超えてはならない。  
（収容能力 = 施設のケージ数 + スタッフ数 + 業務量 + 獣医療 + α）
- ・ スタッフ1名あたり猫7頭程度。  
※行政視察により、適切な世話ができていないと判断された場合は、スタッフ1名あたりの飼養頭数を減らす。

## 3. 健康管理

各施設に必ず担当獣医師を指定し、健康管理責任者としておく。

- ※ 必要な獣医療を提供すること（1年に1回健康診断を受けさせること）
  - ・ 繁殖をしない場合は、去勢/不妊手術を行うこと。
  - ・ 未去勢/未不妊猫は、縄張り争い等で喧嘩をする傾向が強く、結果的に猫免疫不全ウイルス・猫白血病ウイルス感染症などの病気に罹患する、スプレー行動などの問題行動、徘徊による迷子や交通事故にあう危険性が高いことを理解し、防止策を講じること。
  - ・ ワクチン接種等により病気の予防に努めること。
  - ・ ノミダニなどの外部寄生虫や内部寄生虫の駆除と定期的な予防をすること。
  - ・ 日常から食欲や飲水量、糞尿の状態をチェックすること。
  - ・ 病気や傷害が疑われる場合は、直ちに獣医師を受診すること。
  - ・ 定期的にブラッシングにより、毛玉を防ぎ、被毛及び手足に糞尿が付着していない状態を保つこと。（毛玉による嘔吐も防止）
  - ・ 定期的に爪切りをすること。

## 4. 猫の行動と社会性

- ・ しつけと称して、猫に向かって大声を出したり、痛みを与えるような罰を与えないこと。  
猫を神経質にさせ、怖がらせるだけである。
- ・ 嫌いな人や動物と無理に交流させようとせず、それらを避けられるようにすること。
- ・ 猫が他者から適切に扱われ、ストレスを受けたり危険にさらされたりすることがない



ようにすること。

## 5. 猫の習性 — 行動学的ニーズを満たし、エネルギーを発散できる遊びを提供する。

- 安全なおもちゃで、人が遊んであげたり、一人遊びする機会を与えること。
- 爪とぎなど引っ掻く場所を与えること。
- 猫が十分に体を伸ばしたりすることができるスペースを与えること。
- 左右だけでなく上下運動ができるようにすること。（キャットタワーなど）
- 外の景色を自由に見られるようにすること。
- 登れる場所、隠れられる場所を提供すること。
- 食事は十分適切に取れるように環境を配慮すること。相性の悪い猫同士が同じ場所で並んで食べることはないように配慮すること。

## 6. 繁殖に用いる場合

- 獣医師の診察を妊娠前後及び出産前後に必ず受けること。
- 獣医師が作成した診察記録をつけること。
- 診察記録は行政に提示を求められた場合、速やかに提出すること。
- 獣医師により、繁殖に適さないと判断された場合は、生涯繁殖回数内であっても中止させること。
- 1歳未満の個体には交配させないこと。
- 最後に出産した日から次の出産まで最低12か月はあけること。
- 最終繁殖年齢は7歳以上をこえないこと。
- 遺伝性疾患や攻撃性・不安症のある個体は繁殖させないこと。
- 近親交配をさせないこと。
- 生後8週間は母子・兄弟と共に適切な環境で飼養すること。
- 繁殖をしない場合は、不妊化手術を実施すること。

## 7. 輸送

- 輸送はできるだけ短い時間と距離であること。
- 生後8-10週齢は恐怖期に入り、小さな不安・恐怖も犬・猫の生涯に影響を与えるため注意を払うこと。
- 個体に見合った車両で輸送すること。
- 以下の項目に留意すること。

- ◆ 温湿度・換気：動物種にあった快適な環境を整えること

- ◆ 給餌：輸送が長くなる場合は、適時給餌すること。
- ◆ 給水：必要に応じて給水できるようにすること。
- ◆ 排便排尿：排便排尿の時間を設けること、車両内での排便等はすみやかに取り除くこと。
- ◆ 時間：1時間に1度の休憩を設け、動物の状態を確認すること。
- ◆ ケージ・囲い・柵：動物の安全を確保すると同時に自然な行動が取れるようにすること。
  - ： 逸走・脱走を防止する構造とすること。
  - ： 輸送中にケージが動いたり、倒れたりしないこと。

## 8. 災害対策

- ・ 平時より災害発生時の準備をし、安全場所の確保など対応を整えること。
- ・ 平時からしつけをしておくこと。
- ・ フード・水・ペットシート等の備蓄をすること。
- ・ 頭数分のキャリーを用意。
- ・ 一時預かり先を探しておくこと。
- ・ 猫おいて避難する場合は、猫が中にいることを家の外側に掲示。その際、動物種、頭数等の簡単な情報も記載すること。
- ・ 猫の個体識別をしておくこと。マイクロチップを挿入してある場合はデータベースに登録してあることを確認しておくこと。
- ・ 脱走・逃走しないようにすること。

## 9. 終生飼養等にかかわる責任

- ・ 繁殖等からの引退及び販売に適さない個体については、所有者及び占有者の責任として適切に終生飼養する又は新しい飼い主を見つけること。
- ・ 引退等をした個体の飼養環境についても、行政の視察を受けること。

## 10. 展示（ふれあい）・撮影・エンターテイメントに使用する場合

飼育管理法に関しては、上記1番から10番の要件を満たしたうえで、以下の点に留意する。

- ・ 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある展示をしないこと。
- ・ 苦痛やストレスを引き起こす可能性のある形態、演技及び芸をさせないこと。
- ・ 生き餌や囚として、意識ある脊椎動物を使用しないこと。

- ・ 幼齢動物（8 か月齢以下）をふれあいに使用しないこと。
- ・ 動物を出演させる計画や台本は、事前にその動物種について十分な知識・経験のある第三者の専門家（獣医師等）の確認を受け指示を仰ぐこと。
- ・ 撮影等で使われる動物の訓練は苦痛を与えない方法をもちいること。
- ・ 動物が使われる撮影等は全て第三者の獣医師等の立会いを受けること。
- ・ 展示・撮影目的で、鎮静剤・麻酔等を使用しないこと。
- ・ いかなる動物も闘わせないこと。

## 11. 登録要件

- ・ 第一種動物取扱業の登録時に指定獣医師の名前を記載すること。
- ・ 動物取扱責任者は、経験年数にかかわらず一定時間の講義及び実習を受け、試験に受かること。

（講義・実習例：倫理学、動物種の生態・習性、動物福祉学、感染症・遺伝病・行動学、繁殖学、動物の扱い方、労働管理、関係法規（動愛法・労働基準法等）など

- ・
- ・

## 参考資料

ドイツ：ドイツ動物保護法

英国：英国動物福祉法（Animal welfare Act 2006）

1963 年動物収容施設法

（Animal Boarding Establishments Act 1963）

1951 年ペット動物法

（Pet Animals Act 1951）

1999 年犬の繁殖および販売（福祉）に関する法律

（Breeding and Sale of Dogs (Welfare) Act 1999）

猫の福祉に関する実施規則

（Code of Practice for the Welfare of Cats）

花火と動物（fireworks and animals）

ペット販売ライセンスのモデル遵守事項 2013

（Model Conditions for Pet Vending Licensing 2013）

猫の預かり施設に関するライセンスのモデル遵守事項及び指針 2013

（CIEH Model Licence Conditions and Guidance for Cat Boarding Establishment 2013）

欧州評議会（Council of Europe）

附属文書 A

実験その他科学的目的に使用される脊椎動物の保護のための欧州協定（ETS123）

動物の施設と飼育に関するガイドライン（協定第 5 条）

（APPENDIX A

OF THE EUROPEAN CONVENTION FOR THE PROTECTION OF VERTEBRATE ANIMALS

USED FOR EXPERIMENTAL AND OTHER SCIENTIFIC PURPOSES (ETS NO. 123)

GUIDELINES FOR ACCOMMODATION AND CARE OF ANIMALS (ARTICLE 5 OF THE CONVENTION)

アメリカ

Guidelines for Standards of Care in Animal Shelters, The Association of Shelter Veterinarians.2010  
Sheltermedicine.com.,library,resource.Facility design and Animal Housing

### 作成・監修

公益社団法人日本動物福祉協会 学術ネットワーク

入交眞巳（米国獣医行動学専門医・学術博士）

田中亜紀（日本獣医生命科学大学助教・疫学博士）